

6月1日から

集会所施設等が施設内禁煙実施

健康増進法

受動喫煙の防止

(平成15年5月1日施行)

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準じる環境において、他人のたばこの煙をすわされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

平成15年5月1日施行された健康増進法では、多数の者が利用する、公共施設や病院、集会場などについては「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めています。今年2月25日付けの厚生労働省健康局通知で、多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙（屋内）であるべきで、①全面禁煙を行っている場所は、その旨を表示し、周知をはかる②来客者等にも理解と協力を求めるとし、受動喫煙防止対策への積極的な取り組みを進めるよう記されています。

1970年代に嫌煙権という言葉が禁煙を進める市民運動の中から起こり、その後タバコを吸わないまわりの人にも、健康被害があることが明らかになり、平成14年にこの受動喫煙の防止を明記する健康増進法が法制化されました。町内の社会教育施設の多くは、これまで施設内禁煙となってきましたが、このような状況を受けて、6月1日より新たに各集会所施設なども施設内禁煙とすることにしました。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

受動喫煙による健康影響

	確実なもの	可能性のあるもの
成人	肺がん、虚血性心疾患、副鼻腔がん	子宮頸がん、気管支喘息の悪化、呼吸機能の低下
子供	呼吸器感染症（肺炎や気管支炎など）、気管支喘息の発病と悪化、中耳炎、慢性の呼吸器症状、乳幼児突然死症候群	呼吸機能の低下
胎児（妊婦本人の喫煙）	低体重出生、早産、周産期死亡、妊婦・分娩合併症、乳幼児突然死症候群	自然流産、先天異常、出生時の障害、小児がん
胎児（妊婦以外の周囲の喫煙）	低体重出生	自然流産

厚生労働省ホームページ抜粋

受動喫煙防止の必要性

- ・受動喫煙の煙には、ニコチンや一酸化炭素などの有害科学物質が発がん性がある科学物質が含まれていて、受動喫煙による健康への悪影響は科学的に明らかになっています。
- ・たとえ喫煙者が一人であっても、その一人のたばこの煙に多くの非喫煙者が影響を受けます。
- ・受動喫煙により、せき、くしゃみ、目の痛み、頭痛などが
- ・症状として現れます。妊婦がたばこの煙をすわされた場合、胎児に運ばれる酸素量が減るため、胎児の発育が悪くなるなどの影響が報告されています。
- ・親の受動喫煙により、こどもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸器機能の発達に影響があることが報告されています。
- ・心疾患や発ガンのリスク上昇が報告されています。